

答申第 856 号

諮問第 1507 号

件名：補正予算を理由不明確で用意運用できる事が示された文書等の不開示（不存在）決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 28 年 4 月 28 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 5 月 12 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、次のとおりである。

¥32,000,000 の事業にかかわらず事業予算の計算書があるのはあたり前の事。

出納簿無くして金の管理などできないから有るはず。

### 3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

#### (1) 本件請求対象文書について

ア 別記文書 1（以下「文書 1」という。別記文書 2 以下も同様とする。）について

文書 1 に係る請求対象文書は、請求対象所属である建設部河川課（以下「河川課」という。）が管理する文書のうち、河川課の特定の職員が県予算を理由不明確で用意し、運用することができることが記載されている文書と解した。

イ 文書 2 について

文書 2 に係る請求対象文書は、請求対象所属である河川課が管理する文書のうち、平成 27 年 9 月補正予算で尾張建設事務所から河川課に要

望した矢田川の河川事業 3,200 万円の算出根拠が記載された文書と解した。

ウ 文書 3 について

愛知県財務規則（昭和 39 年愛知県規則第 10 号）第 181 条において、金銭会計に関する帳簿の種類が定められている。そのうち河川課において管理する可能性があるものは、同条第 1 項第 2 号により本庁各課の長が作成することとされる証紙実績簿及び同条第 2 項第 5 号により資金前渡員が作成することとされる現金出納簿である。

よって、文書 3 に係る請求対象文書は、請求対象所属である河川課が管理する証紙実績簿及び現金出納簿と解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 文書 1 について

予算に関する業務は組織として行っており、職員が個人的に予算を用意し、運用することはできないため、そのような文書を作成することはない。

イ 文書 2 について

平成 27 年 9 月補正予算に関し尾張建設事務所から提出された要望書類は、事業を行う箇所の一覧表であった。当該一覧表には、河川名、位置、状況、延長、実施工種、全体事業費等が記載されていたが、事業を行う箇所ごとの積算内訳、設計書等の算出根拠は記載されていないものであった。

ウ 文書 3 について

証紙実績簿及び現金出納簿の保存期間は 5 年であるが、平成 23 年 4 月 1 日から開示請求のあった平成 28 年 4 月 28 日までの間において、河川課で証紙及び現金を扱った実績がないため、それらの帳簿を作成していない。

エ 以上のとおり、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないことから、不開示とした。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

ア 文書1について

行政文書開示請求書及び実施機関が作成した弁明書の内容を総合すると、文書1は、河川課の特定の職員が平成27年9月補正予算で尾張建設事務所から河川課に要望した矢田川の河川事業3,200万円を理由不明確で用意し、運用することができることが記載されている文書と解される。

イ 文書2について

行政文書開示請求書及び審査請求書並びに実施機関が作成した弁明書の内容を総合すると、文書2は、河川課が管理する文書のうち、平成27年9月補正予算で尾張建設事務所から河川課に要望した矢田川の河川事業3,200万円の金額を算出した根拠が記載された文書と解される。

ウ 文書3について

実施機関は前記3(1)ウのとおり主張しているが、前記2(2)の審査請求書の審査請求の理由からすると、文書3は、文書1及び文書2の開示請求に関連した開示請求であって、矢田川の河川事業3,200万円の予算をどのように管理しているか記載された文書について請求されたものとも解される。

よって、行政文書開示請求書及び審査請求書並びに実施機関が作成した弁明書の内容を総合すると、文書3は、河川課が管理する文書のうち、証紙実績簿及び現金出納簿のほか、矢田川の河川事業3,200万円の予算を管理するための文書と解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 文書1について

実施機関によれば、予算に関する業務は組織として行っており、職員が個人的に予算を用意し、運用することはできないため、そのような文書を作成することはないとのことである。

一般的に、県予算を一個人の考えで用意し、運用することはできないと解されることからすれば、特定の職員を指定したものである本件請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

イ 文書2について

(ア) 当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、河川課は、平成27年9月議会に向けて河川の改修事業を実施する補正予算を要求することを予定していたため、平成27年6月29日付けで各建設事務所に対し当初予算配分資料の時点修正を依頼し、その依頼に対し尾張建設事務所から河川課宛てに提出された書類（以下「事務所提出書類」という。）には、河川名、位置、状況、延長、実施工種、全体事業費等

が記載されているが、積算内訳、設計書等の算出根拠は記載されておらず、そのような資料の添付もされていないとのことである。また、「建設工事施行に関する事務取扱要領」第4条及び「建設工事施行に関する事務取扱要領の運用について」第4条関係で、事業施行の決定をしたときは本庁事業課が箇所表を作成するとされており、施行箇所の決定は、事業の重要度、工事の難易度、工期等を考慮して慎重に行うものとするとしているが、積算内訳や算出根拠は必要とされていないとのことである。

- (イ) 当審査会において、実施機関から提出された事務所提出書類を見分したところ、要望順位、総合評価区分、総合評価点、位置（地名等）、延長距離及び実施工種並びに全体事業費の金額及びそのうちの平成27年度要望額（委託費及び工事請負費の内訳を含む。）が記載されており、本件矢田川の河川事業の部分には、全体事業費及び平成27年度要望額として3,200万円が記載されていることが認められた。また、実施機関から提出された箇所表を見分したところ、当該矢田川の河川事業の部分には、箇所として事務所提出書類に記載された地名と同じもの、工事概要として事務所提出書類に記載された実施工種と同じもの並びに事業費及び工事費として3,200万円が記載されていることが認められた。しかし、いずれも3,200万円の金額を算出した根拠は記載されていない。

建設事務所において要望順位、総合評価区分及び総合評価点を付して事業費等を記載した書類を河川課に提出しており、箇所表を作成する河川課において必ずしも建設事務所において行う河川事業の事業費の算出根拠を入手して確認する必要はないことからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

#### ウ 文書3について

実施機関によれば、証紙実績簿及び現金出納簿の保存期間は5年であるが、平成23年4月1日から開示請求のあった平成28年4月28日までの間において、河川課で証紙及び現金を扱った実績がないため、それらの帳簿を作成していないとのことである。

また、当審査会において実施機関に説明を求めたところ、建設事務所において契約を締結する工事については、工事を施行する箇所の決定は本庁事業課である河川課において行うものの、その後の発注用の設計書の作成、入札の実施、契約の締結、支払等は、建設事務所で行われているとのことである。

さらに、事務局職員をして実施機関に確認させたところ、本件矢田川の河川事業の請負契約を行う事務は、愛知県財務規則第3条第1項の規定

により建設事務所の所長に委任されている事務であり、委任を受けた建設事務所において行われる河川事業の予算の執行は当該建設事務所において行われるため、河川課では当該河川事業の予算を管理するための文書は作成していないとのことである。

平成23年4月1日から開示請求のあった平成28年4月28日までの間において河川課で証紙及び現金を扱った実績がないこと並びに建設事務所の所長に委任されている河川事業については建設事務所が予算の執行を行っていることからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

エ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。また、他に本件請求対象文書が存在するとうかがわれる事情も推認することができない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

- 文書1 河川課企画グループの特定の職員が¥32,000,000-の補正予算を理由不明確で用意運用できる事が示された文書
- 文書2 ¥32,000,000-の計算書
- 文書3 河川課で保有する出納簿全て

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
28. 9. 2	諮問
同 日	実施機関から弁明書の写しを受理
29. 1. 18 (第 510 回 審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
29. 11. 24 (第 537 回 審査会)	審議
29. 12. 18	答申